

大学機関別認証評価委員会専門委員候補者の推薦に当たって

各専門分野において、高い学問的業績を有する又は当該分野全体について高い識見を有する方で、大学評価に理解と意欲のある方の御推薦をお願いいたします。

大学等において教育研究又は運営等に従事する方については、教授職又はそれに相当する教育研究者の御推薦をお願いいたします。国際的な教育研究活動実績や大学評価の活動実績につきましても御考慮いただきますようお願いいたします。

なお、当機構では、女性委員の割合の拡大を目指しておりますので、女性候補者の推薦について配慮をお願いいたします。

今回御推薦をお願いする候補者は、令和7年度実施分の認証評価を御担当いただく専門委員候補者といたします。

また、関係諸団体から候補者を御推薦いただいた上で、令和7年度に申請のあった大学の数やその学部構成等を考慮しながら選考を行う予定としております。そのため、御推薦いただいた候補者に専門委員をお願いすることができない場合がありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

大学機関別認証評価の概要につきましては、下記別添資料を御参照ください。

記

1. 大学機関別認証評価実施大綱の概要
2. 大学機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等
3. 大学機関別認証評価等のスケジュール

関連規則

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会運営内規

○その他

- ・大学機関別認証評価の概要については、別添資料のほか当機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) を御参照ください。
- ・御推薦をいただいた専門委員候補者の個人情報、専門委員の選考のためにのみ利用します。この目的以外に取得した個人情報を利用することはいたしません。

1. 大学機関別認証評価実施大綱の概要

○ 評価の目的

- ・大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

○ 評価の基本的な方針

- (1) 大学評価基準の策定
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価
- (4) 内部質保証の重視
- (5) 学習成果を重視した評価
- (6) 大学関係者等による公正な評価
- (7) 国際的な質保証の動向との整合性

○ 評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会を編成する。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該大学に関する事案については、その議決に加えないこととする。

(2) 評価担当者に対する研修

客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、大学機関別認証評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施する。

2. 大学機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等

○ 専門委員の活動内容及び活動予定

(1) 活動内容

専門委員は、大学機関別認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に、当該評価に関する専門の事項を調査するために置かれる委員です。

専門委員は評価委員会委員とともに、評価の対象となる大学（以下、「評価対象大学」という。）ごとの状況を調査する評価部会、あるいは、特定の専門事項を調査する専門部会に属し、各評価対象大学から提出される自己評価書を分析する書面調査及び各評価対象大学への訪問調査を行い、その結果を踏まえ、評価結果（原案）を作成することとなります。

なお、専門委員の任期は、専門事項の調査が終了するまでとなります（4月末を予定）。ただし、再任を妨げるものではありません。

(2) 活動予定（令和6年度実施分）

1) 研修及び評価部会の実施（令和6年6月頃）

共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。また、評価部会において評価チーム及び担当大学を決定します。

2) 書面調査及び評価部会の実施（令和6年7月～9月頃）

各部会において、それぞれ担当する評価対象大学から提出された自己評価書の分析・調査を行います。評価部会に属する専門委員は1人当たり原則2～3大学、専門部会に属する専門委員は1人当たり最大10大学の自己評価書のうち当該専門事項に関する分析・調査を担当します。また、8月頃に評価部会において、各委員の分析・調査結果を取りまとめ、書面調査段階による分析結果を作成するとともに、訪問調査時の調査内容の検討・整理を行います。

3) 訪問調査（令和6年10月～12月頃）

担当する各評価対象大学を訪問し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして当該大学の状況を調査するとともに、評価対象大学にその調査結果を伝えます（2日間程度）。

4) 評価結果（原案）の作成及び評価部会の実施（令和6年12月頃）

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価結果（原案）を検討・作成します。

5) 意見の申立てへの対応（令和7年2月下旬頃）

評価結果（案）を評価対象大学に通知し、その案に対して、意見の申立てがあった場合には、ご意見を伺う場合があります。（最終的な評価結果は評価委員会において再度審議を行った上で確定します。）

※日程及び実施方法等は、審議状況や評価作業状況等により変更されることがあります。

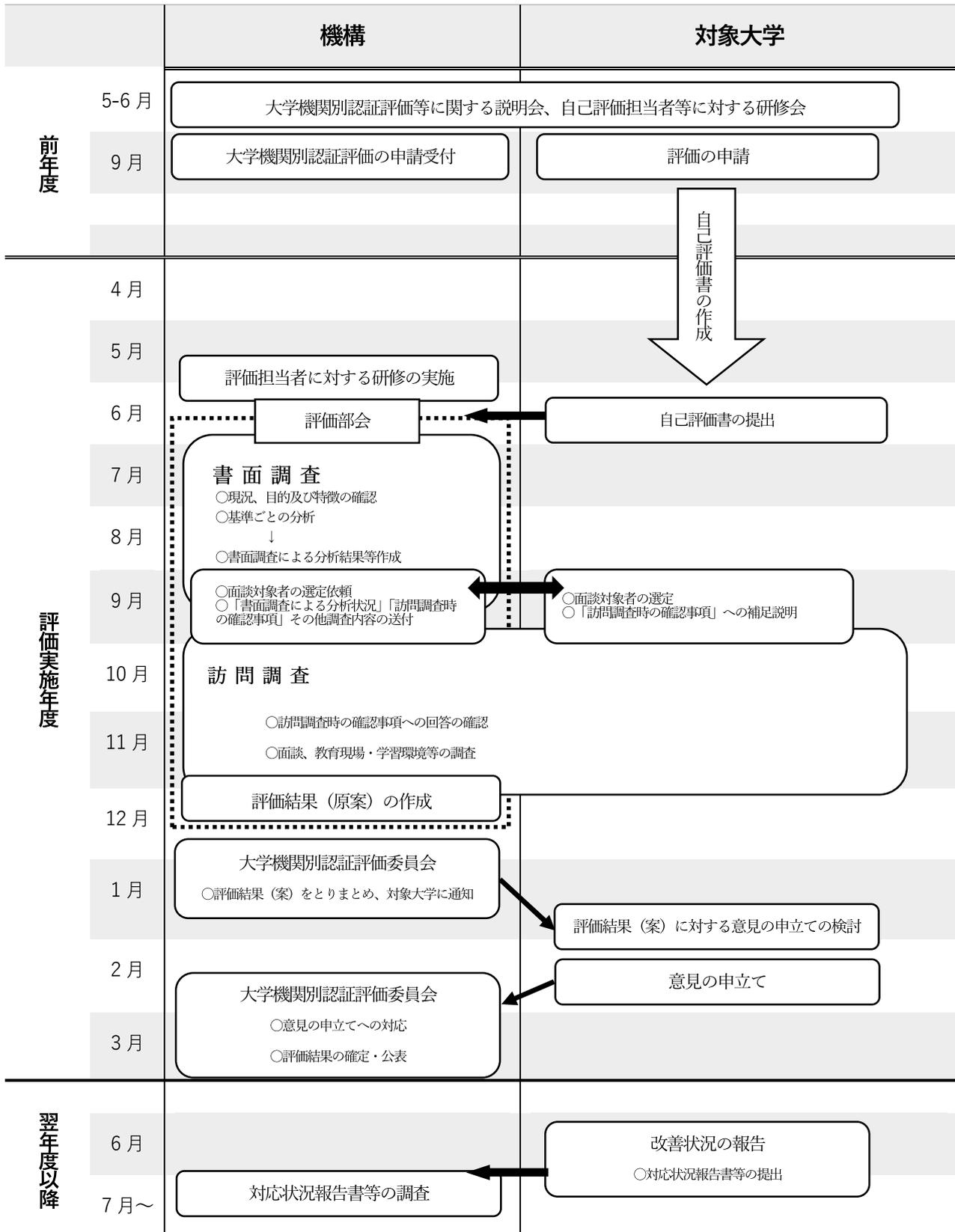
※対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編成します。

※評価部会の会議時間は3時間程度を予定しています。

○ 旅費及び謝金の支給

上記の活動に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

3. 大学機関別認証評価のスケジュール



※原則として、上記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第8号

最終改正 令和元年5月24日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第15条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第15条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第15条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月11日)

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則 (平成26年6月27日)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月24日)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会運営内規

平成16年6月11日
大学機関別認証評価委員会決定
最終改正 令和3年6月7日

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(評価部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学（以下「評価対象大学」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

- 2 当該部会に、評価対象大学ごとの評価チームを置く。
- 3 当該部会及び評価チームに属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第15条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、大学機関別認証評価委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。
- 4 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 当該部会に副部会長、当該評価チームに主査を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 主査は、当該評価チームの事務を掌理する。

(専門部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象大学からの意見の申立てのうち、大学評価基準に適合していないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員から委員長が指名する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって評価部会の議決とすることができる。
- 5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。
- 6 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。

第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることはできない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成30年5月28日から施行する。

附則 この内規は、令和元年6月1日から施行する。

附則 この内規は、令和3年6月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。